

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と福山テクノ協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

- 第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。
- 2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。
- 3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（津波避難場所の指定）

第5条 甲は、別表に掲げる施設が属する福山テクノ工業団地一帯を津波避難場所として指定する。

（津波避難場所の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難場所を大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(費用負担)

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第11条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山テクノ協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)2月7日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市箕島町6280番地50
福山テクノ協同組合
代表理事 松本 眞

(別表)

	施 設 名 称	所 在 地
1	福山テクノ協同組合会館	箕島町 6280-50
2	アイアンオイル株式会社	箕島町 6280-5
3	サンレスター株式会社	箕島町 6280-40
4	シオデコーポレーション株式会社	箕島町 6280-55
5	株式会社シーケイエス・チューキ	箕島町 6280-10
6	日本ターニング株式会社	箕島町 6280-60
7	福栄鉄工株式会社	箕島町 6280-20
8	福山熱煉工業株式会社	箕島町 6280-1
9	プレコ技研工業株式会社	箕島町 6280-15
10	マルミ産業株式会社	箕島町 6280-25
11	株式会社元久保工作所	箕島町 6280-35
12	リンクス株式会社	箕島町 6280-30